議案第６４号

木津川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

木津川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１９年木津川市条例第４８号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１１月２６日提出

木津川市長　谷口　雄一

提案理由

「人事院規則９－３０（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（令和８年人事院規則９－３０－１１３）」が令和８年４月８日に公布されました。これを受け市においても、人事院規則に基づいた災害応急作業等手当の改定を実施するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第　　号

木津川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１９年木津川市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第７条関係）
<table><tr><th>特殊勤務手当の種類</th><th>区分</th><th>手当の額</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>４　災害応急作業等従事手当</td><td>１日</td><td><u>１，１２０円</u></td></tr></table></td><td>別表（第７条関係）
<table><tr><th>特殊勤務手当の種類</th><th>区分</th><th>手当の額</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>４　災害応急作業等従事手当</td><td>１日</td><td><u>８４０円</u></td></tr></table></td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の木津川市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（手当の内払）

第２条　改正後の条例の規定を適用する場合は、改正前の木津川市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

政策等の形成過程の説明資料

議　　案　　名	議案第６４号　木津川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
担　　当　　課	人事秘書課　人事係	
提案事項の概要等（必要性、効果等）	「人事院規則９－３０（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（令和８年人事院規則９－３０－１１３）」が令和８年４月８日に公布されました。これを受け市においても、人事院規則に基づいた災害応急作業等手当の改定を実施するため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	・人事院規則の公布（令和８年４月８日） ・人事院規則の公布を受け、課内協議、検討を実施	
市民参加の状況	□有　　■無	
市総合計画の位置付け	基本方針	７　効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	１７　行財政運営
	施　　策	⑤　組織・人材育成 イ　人材育成の充実
概算事業費（単位：千円）	■単年度（令和８年度） □複数年度（年度から）	
	令和８年度：３００千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	災害応急作業等従事手当について、人事院規則と同様の手当額で支給します。	